

壱岐市建設工事費内訳書事務取扱要綱の運用について

平成 27 年 4 月 1 日 (26 壱財第 278 号)

令和 4 年 7 月 1 日 (4 壱財第 99 号)

令和 5 年 1 月 1 日 (4 壱財第 256 号)

第 1 目的

この取扱は、壱岐市工事費内訳書事務取扱要綱（平成 27 年訓令第 15 号。）第 6 条第 4 項に規定する工事費内訳書の審査に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 対象工事

平成 27 年 4 月 1 日以降に壱岐市が発注する建設工事（建設業法第 2 条第 1 項に規定する「建設工事」をいう。）とする。

1 業者による随意契約（2 割超増工による契約変更も含む。）であっても工事費内訳書の提出は求める。

第 3 工事費内訳書の提出を求める時期について

壱岐市が指定する工事費内訳書により、入札時及び見積時に入札書及び見積書に添付して提出すること。

なお、1 回目の入札で落札者がなく、直ちに 2 回目の入札（再度入札）を行う場合、2 回目の入札（再度入札）については、工事費内訳書の提出は不要とする。

第 4 工事費内訳書の記載方法

工事案件ごとの工事費内訳書の内容は、次のア及びイを遵守し、該当工事費内訳書中の全項目を記載すること。

ア 工事費内訳書の工事価格（消費税及び地方消費税の額を除く合計額をいう。）

は、必ず入札金額と一致させること。

イ 値引き、マイナス計上の項目を記載してはならない。

第 5 工事費内訳書の審査等について

① 入札結果等に不自然さ及び談合情報等がない場合

ア) 審査の対象

落札候補者（予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格（総合評価落札方式の場合は、最高評価値）の者。）

落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者。

イ) 審査の内容

1 次チェックを行う。

ウ) 審査の時期

落札候補者決定後、落札決定前までに行う。

エ) 審査の結果

第 6 に該当する場合（軽微な誤記等を除く。）は、壱岐市財務規則第 77 条に

該当するものとして、その者の行った入札を無効とする。

② 入札結果等に不自然さがあった場合及び談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した場合

ア) 審査の対象

全入札参加業者。

イ) 審査の内容

2次チェックを行う。

ウ) 審査の時期

開札後、保留し調査を行う。

※「入札結果に不自然さがある場合」とは、以下の例示に該当した場合とする。

a. 一者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が予定価格を上回っている場合

(ただし、応札者が3者以下の場合を除く。)

b. 落札者を除きすべて同額札であるものなど、通常では考えられないような入札結果となった場合

c. 最低制限価格を設定している入札において、1者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が落札に有効な価格の範囲(最低制限価格以上予定価格以下)にないもの(ただし、ランダム係数次第で、前記の価格の範囲に2者以上入る可能性があるものは除く。)

d. 前各号に例示する以外に案件毎に発注者(入札執行者)が不自然さがあると判断した場合

第6 入札を無効等とする場合の判断基準について

工事費内訳書の未提出、本市の様式によらない場合、積算の内容を記載していない場合及び記載内容に不備がある場合は、無効とする。

その他、壱岐市財務規則第77条に該当するとき。

第7 提出された工事費内訳書の取扱いについて

① 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回(取消)は認めない。

② 提出された工事費内訳書は、返却しない。

③ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。

④ 提出された工事費内訳書は、壱岐市情報公開条例(平成16年条例第10号)第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。

第8 工事費内訳書の不備で入札が無効となった者の取扱いについて

工事費内訳書の不備で入札が無効になっても、談合等不正な行為が確認できなければ、指名停止措置は行わない。

第9 落札決定後に落札者以外の入札参加業者の工事費内訳書に不備が判明した場合の措置について

落札候補者の工事費内訳書の審査の結果、落札者を決定した後に落札者以外の入札参加業者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。